

安芸市出会いの場創出支援事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、補助金等の交付に関する規則（昭和30年規則第11号。以下「規則」という。）の規定に基づき、安芸市出会いの場創出支援事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し必要な事項を定める。

(補助目的及び補助事業者)

第2条 市は、少子化の一因である晩婚化及び未婚化の対策のため、市長が適当と認める市内の民間団体等（以下「補助事業者」という。）が実施する出会いの場を創出する事業のうち、市長が認める事業に要する経費に対して、予算の範囲内で補助金を交付する。

(補助対象事業)

第3条 補助対象事業は、次の各号のいずれにも該当する事業とする。

- (1) 20歳以上の結婚を望む独身男女が参加、交流し、その後の交際につながる出会いの場を提供する事業であること。
- (2) 参加者が20名以上で、参加者全体における市内在住者の比率が半数以上見込まれること。
- (3) 営利を主たる目的としていないこと。

(補助対象経費及び補助率等)

第4条 補助対象事業に係る補助対象経費、補助率等は別表1に定めるとおりとする。ただし、算出された補助金額に1,000円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てるものとする。

(補助金の交付の申請)

第5条 補助事業者が補助金の交付を受けようとするときは、補助金交付申請書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

(補助金の交付の決定)

第6条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、補助金交付（却下）決定通知書（様式第2号）により当該補助事業者に通知するものとする。

2 前条の規定による申請をしたものが別表2に掲げるいずれかに該当すると認めるときは補助金の交付を行わないものとする。

(補助の条件)

第7条 第2条に規定する補助目的を達成するため、補助事業者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 補助金交付要綱の規定に従うこと。
- (2) 補助金に係る収入及び支出の状況を明らかにした帳簿書類を作成し、かつ、当該収入及び支出に関する証拠書類を整備し、補助事業の終了の翌年度から起算して5年間保管しなければならないこと。
- (3) 補助金を当該事業の目的以外の用途に使用してはならないこと。
- (4) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は遂行が困難となった場合は、速やかに市長に報告して、その指示を受けなければならない。

(5) 補助事業の実施に当たっては、別表2のいずれかに該当すると認められるものを契約の相手方としないこと等暴力団等の排除に係る市の取扱いに準じて行わなければならないこと。

2 前項の規定に違反した場合のほか、市長は、補助事業者が補助事業に関して補助金の交付の決定の内容若しくはこれに付された条件又はこの要綱の規定若しくはこれに基づく市の処分違反したときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を補助金の確定があった後においても取り消すことができるものとする。

(補助金の変更の申請)

第8条 補助事業者は、補助金の交付の決定を受けた補助事業について、次の各号に掲げるいずれかの事項に該当する場合は、補助金変更交付申請書(様式第3号)を市長に提出して、その承認を受けなければならない。

(1) 補助対象経費の増額

(2) 補助対象経費の30パーセントを超える減額

(3) 前各号に掲げる場合のほか、事業内容の重要な部分に関する事項であって、市長が変更手続きを要すると認めたもの。

2 市長は、前項の規定による申請が、適当であると認めたときは、補助金変更交付決定通知書(様式第4号)により、当該補助事業者に通知するものとする。

(補助事業の中止又は廃止)

第9条 補助事業者は、補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ補助金中止(廃止)申請書(様式第5号)を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

(実績報告等)

第10条 補助事業者は、補助事業が完了した場合は、補助金実績報告書(様式第6号)を補助事業の完了の日から起算して30日を経過した日又は補助事業の実施年度の3月31日のいずれか早い期日までに提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

第11条 市長は、前条の規定による実績報告書の提出があった場合は、必要な検査を行い、その報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、当該補助事業者に通知するものとする。ただし、交付決定の額と確定の額とが、同額である場合は、通知しないものとする。

2 市長は、補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を命ずるものとする。

(補助金の交付)

第12条 補助金は、前条の規定により補助金の額を確定した後、補助事業者から請求書(様式第7号)の提出を受け、支払うものとする。ただし、市長が補助金の交付の目的を達成するために必要があると認めたときは、確定前にその全部または一部を概算払いすることができる。

2 補助事業者は、前項ただし書きの規定に基づき補助金の概算払いを受けようとする

きは、概算払請求書（様式第8号）を市長に提出しなければならない。

（補助金の交付の決定の取消し等）

第13条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定を取り消し、又は既に交付した補助金の一部もしくは全部を返還させることができる。

- （1）不正に補助金の交付の決定又は補助金の交付を受けたとき。
- （2）補助金を補助事業以外の用途に使用したとき。
- （3）この要綱、規則その他法令の規定又はこれに基づく処分に違反したとき。
- （4）補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。

（補助事業の遂行状況の報告及び調査）

第14条 市長は、必要があると認めるときは、補助事業者に対して、補助事業の遂行状況の報告を求め、又は必要な調査を行うことができる。

（情報の開示）

第15条 補助事業又は補助事業者に関して、安芸市情報公開条例（平成11年条例第2号）に基づき開示請求があった場合は、同条例第7条の規定による非開示項目以外の項目は、原則として開示するものとする。

（個人情報保護）

第16条 補助事業者は、補助事業の実施に当たって知り得た個人情報は、補助事業者の責任の下で厳重に管理し、本人の承諾を得ずに他の目的に利用してはならない。

2 補助事業者は、個人情報保護については、個人情報保護に関する法律及び安芸市個人情報保護条例（平成17年条例第8号）に規定する内容を遵守しなければならない。

（その他）

第17条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

別表1（第4条関係）

1 補助対象経費	2 補助率	3 補助限度額	
		補助金額	加算対象及び加算額
報償費、旅費、需用費（食糧費及び賄材料費を除く。）、役務費、委託料並びに使用料及び賃借料	10/10	250,000 円	独身者のニーズに対応したスキルアップにつながる婚活講座を実施する場合は、実施に係る経費に対して事業全体で5万円を限度に加算する。

補助対象経費一覧（内容は一例）

経費区分		内容
報償費		<ul style="list-style-type: none"> 講演会又は講習会等の講師に対する謝礼 謝礼品等感謝の意を表し贈呈するための物品（報償物品）の購入経費
旅費		<ul style="list-style-type: none"> 補助事業者の補助事業の運営に要する交通費又は宿泊費
需用費 （短期間の使用若しくは1回の使用で消費されるもの、毀損しやすいもの又は著しく長期間の保存に耐えないものの類の取得に要する経費）	消耗品費	<ul style="list-style-type: none"> 文具類
	燃料費	<ul style="list-style-type: none"> 事業に使用するバス等の燃料費
	印刷製本費	<ul style="list-style-type: none"> 印刷代又は写真現像 焼付け引き伸ばし料、製本代等
	光熱水費	
医薬材料費		<ul style="list-style-type: none"> 包帯、消毒薬等
役務費	通信運搬費	<ul style="list-style-type: none"> 電話料（事業に使用する通話料）、郵送料 運送荷造料（人夫賃及び梱包材料費を含む）
	広告料	<ul style="list-style-type: none"> 新聞広告料又はテレビ・ラジオ等による広告料
	手数料	<ul style="list-style-type: none"> 振込手数料等
	保険料	<ul style="list-style-type: none"> 損害保険の保険料等
委託料 （補助事業者が直接実施するより他の者に委託して実施する方が効率的であるものが対象）		<ul style="list-style-type: none"> ポスターの図案作成又はパンフレットの作成 テレビ放送料 旅行の企画、手配等
使用料及び賃借料 （一般に賃貸借契約に基づいて、その対価として支払われる経費）		<ul style="list-style-type: none"> 土地、建築物、施設、会場等の不動産又は自動車、機械類、事務用機器等の動産の借上げ 著作権等の権利の使用 施設の入場料等

備考 次に掲げる経費は、補助対象経費とは認めない。

- 補助事業と直接関係がない団体の恒常的な運営経費
- 団体の内部の者に対する謝金及び委託料
- 補助事業の終了後も団体の財産となる備品購入費
- 飲食又は宿泊を伴う企画における参加者の飲食費及び宿泊費並びにスタッフの飲食費
- 参加者の飲食代がイベント等の体験料に含まれており、これらを分けることができない場合の当該体験料

別表2（第6条及び第7条関係）

- 1 暴力団（安芸市暴力団排除条例（平成23年安芸市条例第6号。以下「暴排条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等（暴排条例第2条第2号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）であるとき。
- 2 暴排条例第11条の規定に違反した事実があるとき。
- 3 その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同様以上の支配力を有するものと認められる者を含み、法人以外の団体にあつては、代表者、理事その他これらと同様の責任を有する者をいう。以下同じ。）が暴力団員等であるとき。
- 4 暴力団員等がその事業活動を支配しているとき。
- 5 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用しているとき。
- 6 暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与しているとき。
- 7 いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与え、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与したとき。
- 8 業務に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる者であることを知りながら、これを利用したとき。
- 9 その役員が、自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を加えることを目的として、暴力団又は暴力団員等を利用したとき。
- 10 その役員が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

安芸市長 様

申請者 住 所
団体名称
代表者名

印

安芸市出合いの場創出支援事業費補助金交付申請書

年度において、下記のとおり事業を実施したいので、安芸市出合いの場創出支援事業費補助金交付要綱第5条の規定により、下記のとおり補助金の交付を申請します。

記

1 補助金交付申請額 円

2 事業計画

事業の名称、内容、参加対象者（公募の場合はその方法）、実施日など

3 事業予算

(収入の部)

(単位：円)

区 分	予算額	備 考
参加者負担金		
市補助金		
合 計		

(支出の部)

(単位：円)

区 分	予算額	備 考
補助対象		
	計	
補助対象外		
	計	
合 計		

4 添付書類

(1) 申請団体に関する資料

- ・代表者名、事業所所在地、連絡先
- ・団体規約（設立趣旨、活動方針等、構成員）
- ・活動歴等

(2) その他市長が必要と認める書類

安芸市指令 安企第 号
年 月 日

様

安芸市長 印

安芸市出会いの場創出支援事業費補助金交付（却下）決定通知書

年 月 日付けで申請のあった安芸市出会いの場創出支援事業費補助金については、下記のとおり交付（却下）することに決定しましたので通知します。

記

決定

1 補助金交付決定額 _____ 円

2 交付の条件

- (1) 安芸市出会いの場創出支援事業費補助金交付要綱を遵守すること。
- (2) この決定通知書に違反したときは、補助金の全部又は一部を返還させることがある。
- (3) この補助金については、本市職員が調査し、又は監査委員が監査することがある。

却下

理由 _____

年 月 日

安芸市長 様

申請者 住 所
団体名称
代表者名 印

安芸市出合いの場創出支援事業費補助金変更交付申請書

年 月 日付け安芸市指令 安企第 号で交付の決定（又は変更決定）がありました補助金について、下記のとおり変更したいので、安芸市出合いの場創出支援事業費補助金交付要綱第8条の規定により申請します。

記

1 変更の内容

2 変更の理由

3 補助金変更申請額

既交付決定額	変更後の申請額	差引き増減額
円	円	円

4 収支予算

(収入の部)

(単位：円)

区 分	予算額	備 考
参加者負担金		
市補助金		
合 計		

(支出の部)

(単位：円)

区 分	予算額	備 考
補助対象		
	計	
補助対象外		
	計	
合 計		

(注) 変更前を上段に括弧書きで記入してください。

年 月 日

様

安芸市長

印

安芸市出会いの場創出支援事業費補助金変更交付決定通知書

年 月 日付で申請のあった安芸市出会いの場創出支援事業費補助金の変更交付申請については、下記のとおり決定しましたので通知します。

記

1 補助金変更交付決定額 _____ 円

2 交付の条件

- (1) 安芸市出会いの場創出支援事業費補助金交付要綱を遵守すること。
- (2) この決定通知書に違反したときは、補助金の全部又は一部を返還させることがある。
- (3) この補助金については、本市職員が調査し、又は監査委員が監査することがある。

年 月 日

安芸市長 様

申請者 住 所
団体名称
代表者名 印

安芸市出合いの場創出支援事業費補助金中止（廃止）申請書

年 月 日付け安芸市指令 安企第 号で交付の決定（又は変更決定）がありました補助金について、下記のとおり事業の中止（廃止）をしたいので、安芸市出合いの場創出支援事業費補助金交付要綱第9条の規定により申請します。

記

- 1 中止（廃止）の年月日
- 2 中止（廃止）の理由

（注） 参考となる資料を添付してください。

年 月 日

安芸市長 様

申請者 住 所
団体名称
代表者名 印

安芸市出合いの場創出支援事業費補助金実績報告書

年 月 日付け安芸市指令 安企第 号で交付の決定（又は変更決定）がありました補助金について、下記のとおり事業が完了しましたので、その実績を報告します。

記

- 1 交付決定額 円
- 2 実績額 円
- 3 事業計画及び事業成果

事業の名称、実施日時、参加者（男女内訳）、実施内容
事業成果

4 収支決算

(収入の部)

(単位：円)

区 分	決算額	備 考
参加者負担金		
市補助金		
合 計		

(支出の部)

(単位：円)

区 分	決算額	備 考
補助対象		
	計	
補助対象外		
	計	
合 計		

5 添付書類（補助対象経費にかかる領収書、参加者名簿の写し）

年 月 日

安芸市長 様

申請者 住 所
団体名称
代表者名 印

安芸市出合いの場創出支援事業費補助金請求書

年 月 日付け安芸市指令 安企第 号で交付決定（又は変更決定）がありました安芸市出合いの場創出支援事業費補助金について、下記のとおり請求します。

記

- 1 交付決定通知金額 円
- 2 交付確定金額 円
- 3 今回請求金額 円
- 4 補助金の振込先

金融機関名	銀行 支店
預金種別	普通 ・ 当座
口座番号	
口座名義人（カナ書き）	

年 月 日

安芸市長 様

申請者 住 所
団体名称
代表者名 印

安芸市出合いの場創出支援事業費補助金概算払請求書

年 月 日付け安芸市指令 安企第 号で交付決定（又は変更決定）がありました安芸市出合いの場創出支援事業費補助金について、概算払を請求します。

記

1 概算払請求理由

2 概算払請求額

(単位：円)

補助金交付決定額	
既交付額	
今回請求額	

3 添付資料

市長が概算払に必要があると認める資料等